

各 市町村児童福祉主管課長 様  
(政令・中核市含む)

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

感染症等発生時における対応に関する注意喚起の徹底について (通知)

日頃は、府政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先月 6 月末に寝屋川市内の保育所において O 2 6 腸管出血性大腸菌感染症の集団発生があり、7 月 2 7 日にその発生は終息しましたが、府内においても O 2 6 を始めとする腸管出血性大腸菌感染症は本年 1 月以降 7 月 2 6 日現在で 1 9 7 件の発生報告がありました。例年、夏場にかけて患者数の増加がみられるため、乳幼児等の保育、指導を行う児童福祉施設、認可外保育施設等においては、これからも十分な注意が必要と考えられます。

各市町村におかれましては、これまでも、施設の感染症対策の徹底について御協力をいただいているところですが、このような状況に鑑み、下記事項に御留意いただくとともに、「保育所における感染症ガイドライン (平成 2 4 年 1 1 月)」や「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成 1 7 年 2 月 2 2 日)」に基づく、予防対策の徹底や万一発生した時の拡大防止、発生の報告等必要な対応に万全が期されるよう、貴職所管の各保育所、認定こども園などの児童福祉関連諸施設に対する周知をお願いします。

記

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告」

平成 1 7 年 2 月 2 2 日付厚生労働省健康局長他 4 局長連名

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 1 0 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

参考

- 大阪府ホームページ「大阪府感染症対策情報」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/index.html>
- 厚生労働省ホームページ「腸管出血性大腸菌による食中毒」腸管出血性大腸菌 Q & A 等  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html)

(問い合わせ先)

大阪府福祉部子ども室子育て支援課認定こども園・保育グループ 馬場

TEL 06-6944-6678 (ダイヤルイン)